

## 持続化給付金・家賃支援給付金

### 申請期限延長！2月15日まで

コロナ禍で売り上げが減少した中小業者などに支給される「持続化給付金」「家賃支援給付金」の申請期限が、2月15日までに延長されました。

(経済産業省のホームページより・必要箇所抜粋)

必要書類の準備に時間を要するなど、申請期限に間に合わない事情がある方の書類の提出期限を2021年2月15日まで延長いたします。

延長の対象は、以下の①～③のいずれかを満たす事業者です。

- ①「2020新規創業特例の申請に必要な収入等申立書」を申請に用いる場合
- ②「寄附金等を主な収入源とするNPO法人であることの事前確認書」を申請に用いる場合
- ③その他に申請期限に間に合わない事情がある場合

※これまでは売上対象月が12月の場合のみ、書類の提出期限延長の対象としておりましたが、売上対象月が12月以外の場合であっても、書類の提出期限延長の対象とすることといたしました。

延長を希望する事業者は、1月31日までに書類の提出期限延長の申し込みが必要です。

国は、1月15日に申請受付を打ち切る予定でしたが、コロナウイルスの影響が長引き、2度目の緊急事態宣言に伴う営業自粛・時短要請が出されたもとの、中小業者・農民から延長を求める声がひろがっていました。日本共産党市会議員団も、延長と再給付、要件緩和を求めてきました。

影響が長期化するもとの、一度きりでなく2回目の給付の実現、事業収入減少が50%以上という条件を緩和することが必要です。皆さんとご一緒にさらに求めていきます。

京都市の中小企業支援策活用サポートセンターも、開設期間が延長されました。2月1日まで、経済センターに移っています。

## 営業時間短縮要請に応じたみなさんへ

# 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金

## 第1期分（12月21日～1月11日）の申請が始まっています。

### 受付期間

令和3年1月12日(火曜日)から令和3年2月1日(月曜日)まで(消印有効)

### 申請方法

① WEB申請(できるだけ、WEB申請をご利用ください。)

② 郵送による申請

郵便物の追跡が可能な「レターパックライト」又は「レターパックプラス」を用いて、下記宛て郵送してください。

(宛先)

〒600-8078 京都柳馬場松原郵便局留

新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金事務局

※持参による受付、対面での説明は行いません。

※複数の施設(店舗)を運営している申請者は、取組を行った施設(店舗)分を一括して申請してください。

※必ず「レターパックライト」又は「レターパックプラス」で郵送してください。なお、郵送前には「ご依頼主様保管用シール」を剥がして保管してください。

## 協力金の支給対象

次の全ての要件を満たす中小企業・団体等及び個人事業主

1. 酒類を提供する飲食店等を運営していること
2. 飲食店の営業許可等を得ていること
3. ガイドライン推進宣言事業所ステッカーを掲示又は業種別ガイドライン等に基づき感染防止の取組をしていること
4. 12月17日(木曜日)以前から、21時から5時を含む時間に営業していたこと(注1)
5. 12月21日(月曜日)から1月11日(月曜日・祝日)までの間、休業日を除く全ての営業日において時短営業に取り組んだこと(注2)

(注1) 通常の営業時間が5時から21時までの間である場合は対象にはなりません  
(注2) 準備等の都合で12月21日(月曜日)から時短営業に取り組むことが困難な場合は、遅くとも12月25日(金曜日)から時短営業に取り組めば対象となります

### 時短営業を要請した施設

- 接待を伴う飲食店(キャバレー、スナック等)
- 酒類を提供する飲食店等(バー、ナイトクラブ、カラオケ、居酒屋、ビアホール、レストラン等)

## 申請に必要な書類

提出書類	
1	<a href="#">新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金申請書（様式 1、1-1）</a>
2	<a href="#">誓約書（様式 2）</a>
3	<a href="#">支払口座振替依頼書（様式 3）</a>
申請に関する添付書類	
4	口座番号と口座名義（カタカナ）が確認できる資料の写し（通帳の表紙裏など）
5	本人確認書類の写し 法人：法人代表者の運転免許証、パスポート、保険証等（いずれか一つ） 個人：運転免許証、パスポート、保険証等（いずれか一つ）
6	直近の確定申告書別表一の写し 設立後決算期や申告時期を迎えていない場合は、個人事業の開業・廃業等届出書（写し）又は法人設立届出書（写し）を提出してください。
施設に関する添付書類	
7	業種に係る営業に必要な許認可等を取得していることが分かる書類の写し 「1、接待を伴う飲食店」は風俗営業許可証、「2、酒類を提供する飲食店等」は飲食店営業許可証。
8-1	施設（店舗）の外観（屋号が分かるもの）の写真 ガイドライン推進宣言事業所ステッカーの交付を受けている場合は写り込むように
8-2	施設（店舗）の内観（店内の様子分かるもの）の写真
9	直近（令和2年11月又は12月）の月締め帳簿
10	通常午後9時以降も営業していたことが分かる資料の写し（看板、ホームページ、チラシ等）
11	時短要請に応じたことが分かる資料の写し（貼り紙、ホームページ等）
12	「2、酒類を提供する飲食店等」は提供していることが分かる資料の写し（メニュー、酒類の納品書等）
13	<a href="#">理由書（様式 4）</a> 前年と定休日や年末年始の店休日が異なる場合のみ提出してください。

- 注：WEB 申請の場合、添付書類はスマートフォン等で撮影した写真データも可。
- 注：複数の施設（店舗）を申請する場合は、店舗ごとに 7 から 13 の書類をまとめて提出してください。

- 第2期（1月12, 13日）の申請の受付は、京都府緊急事態措置協力金（1月14日～2月7日）とあわせて2月8日（月曜日）以降に開始される予定です。

※それぞれに申請が必要です（12月21日～2月7日まで時短に応じた場合は3回）  
 ※支給要項、申請書類等の詳細は現在準備中

## 京都府緊急事態措置協力金

対象期間	1月14日（木）～2月7日（日）【25日間】
対象地域	京都府内全域
対象業種	飲食店 遊興施設等（飲食店営業 許可を受けている施設）
要請内容	午前5時～午後8時の間 の営業を要請 （酒類の提供は午前11時～午後7時）
対象者	企業・団体、個人事業主（※規模の限定なし）
猶予期間	<b>遅くとも1月18日（月）～</b>
支給要件（次の全てを満たすもの）	

- 京都府内において、令和3年1月13日（水曜日）以前に午後8時から午前5時までの時間帯に営業を行っている。
- 対象施設に関して、必要な許認可等を取得している。
- 時短要請した期間定休日等の店休日を除く、全ての営業日において、連続して時短要請に応じた者である。
- 新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン推進宣言事業所ステッカーの交付を受けている。またはガイドラインに基づき感染防止対策を実施している。
- 暴力団員等又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者に該当しない。

### 支給額

1施設（店舗）につき、時短営業した日数（注）×6万円（定休日除く）

### 対象施設

- 飲食店、喫茶店
  - ※ 食品衛生法における飲食営業の許可・喫茶店営業の許可を受けている飲食店
  - ※ 宅配・テイクアウトサービスは除く
- 遊興施設のうち、食品衛生法における飲食店営業の許可・喫茶店営業の許可を受けている飲食店